

別表 1

配慮すべき事項	具体的な内容
(1)災害の防止	1)土地の形質変更は最小限にとどめること。 2)適切な排水対策をとること。 3)土砂の流出を防止する対策をとること。
(2)良好な景観の形成	1)発電設備を設置する周辺の眺望景観を阻害しないよう、発電設備の設置位置や形態意匠・色彩に配慮すること。 2)河川、湖沼等の水辺空間を損なわないよう、発電設備の設置位置や形態意匠・色彩に配慮すること。 3)幹線道路の沿線景観の連続性と調和するよう、発電設備の設置位置や形態意匠・色彩に配慮すること。 4)発電設備は、周囲の景観と調和を考慮して、低明度及び低彩度のものを使用し、特に、太陽光モジュールは、低反射で模様が目立たないものを使用すること。 5)尾根線上、高台又は丘陵地に発電設備を設置する場合は、伐採等により樹木の連続性(稜線)を乱したり、土地形状に違和感を与えないよう配慮すること。 6)上記1)から5)の事項を含め、その他良好な景観形成を保持するため、「竹田市景観計画」及び「竹田市景観条例」を遵守すること。
(3)生活環境の保全	1)住宅地に近接する場所に発電設備を設置する場合は、圧迫感、騒音、熱、反射等に配慮して、敷地境界から後退したり、植栽を設けて遮蔽するなどの対策をとること。 2)道路に接する場所に発電設備を設置する場合は、道路の見通しの妨げにならないよう敷地境界から後退させるなどの対策をとること。 3)発電設備及びその周辺に照明器具を設置する場合、動植物への影響及び光害が発生しないよう、必要な措置を講じること。 4)発電設備は、電波法で定める重要無線通信やその他生活基盤上重要な電波に支障のないよう避けて設置すること。 5)住宅、学校、保育所、幼稚園、病院、福祉施設等から原則200メートル以上離して建設すること。ただし、当該施設等の承諾を得られた場合はこの限りではない。 6)最も近い住宅等において、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規程に基づく騒音に係る環境基準「専ら住居の用に供される地域」に定める基準値内(昼間55デシベル以下、夜間45デシベル以下)であること。ただし風力発電施設については、風力発電施設から発生する騒音に関する指針について(平成29年5月環水大大発第1705261号)を参考にし、騒音問題を未然に防止するための対策を講じること。 7)上記1)から6)の事項を含め、その他良好な生活環境を保持するため、「竹田市環境保全条例」を遵守すること。

(4)近接関係者への対応	<p>1)事業に関する要望が寄せられた場合は、事業に取り入れるよう努めること。</p> <p>2)事業に関する苦情が寄せられた場合は、誠意をもって速やかに対応すること。</p>
(5)適切な管理	<p>1)発電設備の敷地内に事業関係者以外の者が容易に立ち入ることがないように、フェンスを設置するなどの安全対策をとること。</p> <p>2)発電設備の敷地内は、定期的に除草や清掃を行うこと。</p> <p>3)自然災害、その他の事由により発電設備が破損した場合は、被害を最小限にとどめ、速やかに復旧又は撤去すること。</p> <p>4)発電設備を撤去する場合は、関係法令に基づいて、速やかに適切な処理を行うこと。</p> <p>5)発電設備を廃止した場合は、その跡地について、そのまま放置せず、適切な措置をとること。</p> <p>6)自然災害や事故、機器等の故障が発生した場合は、速やかに対応できるように、緊急時の連絡網や事象別の対応を示した、緊急対応マニュアルを作成するなどの措置をとること。</p>